本号で公布された法令のあらまし

◇日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律（法律第一〇〇号）（内閣官房）

1　趣旨

郵政民営化について、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、政府において平成二一年一〇月二〇日の閣議決定に基づきその見直しを検討することとしていることにかんがみ、日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等について定めることとした。（第一条関係）

2　日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等

㈠　政府は、郵政民営化法等の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、日本郵政株式会社の株式を処分してはならないこととした。（第二条関係）

㈡　日本郵政株式会社は、郵政民営化法の規定にかかわらず、㈠の法律で定める日までの間、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないこととした。（第三条関係）

㈢　日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法の規定にかかわらず、㈠の法律で定める日までの間、旧郵便貯金周知宣伝施設及び旧簡易保険加入者福祉施設の譲渡又は廃止をしてはならないこととした。（第四条関係）

㈣　所要の読替えを規定した。（第五条及び第六条関係）

3　この法律は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第二八二号）（総務省）

1　事業所税の課税団体として、新たに、前橋市を指定することとした。（第五六条の一五関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八三号）（財務省）

1　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一、〇〇〇円の貨幣のうち、高知県、岐阜県及び福井県を題材とする貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　地方自治法施行六〇周年記念貨幣のうち、一、〇〇〇円の貨幣の発行枚数を一〇〇万枚に改めることとした。（別表第三関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇農地法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二八四号）（農林水産省）

農地法等の一部を改正する法律（平成二一年法律第五七号）の施行期日は、平成二一年一二月一五日とすることとした。

◇農地法施行令等の一部を改正する政令（政令第二八五号）（農林水産省）

一　農地法施行令の一部改正関係

1　農業生産法人の構成員の議決権制限が緩和される者である農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者は、次に掲げる者とすることとした。（第一条関係）

㈠　その法人と共同して作成し、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五九号）第四条第一項の認定を受けた計画に従って同法第二条第二項に規定する食品生産製造等提携事業を実施する同項に規定する食品製造業者等又は食品製造事業協同組合等

㈡　その法人と共同して作成し、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二〇年法律第三八号）第四条第一項の認定を受けた計画に従って同法第二条第四項に規定する農商工等連携事業を実施する同項に規定する中小企業者

㈢　その法人と共同して作成し、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二〇年法律第四五号）第四条第一項の認定を受けた計画に従って同法第二条第三項に規定する生産製造連携事業を実施する同項に規定するバイオ燃料製造業者又は事業協同組合等

㈣　その法人と共同して作成し、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二一年法律第二五号）第四条第一項の認定を受けた計画に従って同法第二条第七項に規定する生産製造連携事業を実施する同条第四項に規定する製造事業者又は同条第六項に規定する促進事業者

2　原則として転用の許可をすることができない良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地の基準を、おおむね二〇ヘクタール以上からおおむね一〇ヘクタール以上に引き下げることとした。（第一一条第一号及び第一九条第一号関係）

3　農業生産法人が農業生産法人でなくなった場合における農地又は採草放牧地の買収対価は、買収すべき農地又は採草放牧地の近傍の地域でその農業事情がその土地に係る農業事情と類似すると認められる一定の区域内における農地又は採草放牧地（以下「近傍類似農地等」という。）についての耕作又は養畜の事業に供するための取引の事例が収集できるときは、当該事例における取引価格にその取引が行われた事情、時期等に応じて適正な補正を加えた価格を基準とし、当該近傍類似農地等及び買収すべき農地又は採草放牧地に関する位置、形状、環境、収益性その他の一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量し、必要に応じて借賃等の収益から推定されるその土地の価格等をも参考にして、算出することとした。（第二五条関係）

二　農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正関係

農用地利用集積計画において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者は、農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける当該農業生産法人の組合員、社員又は株主等とすることとした。（第二条の二関係）

三　農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正関係

農用地利用計画において農用地区域として定める必要がある集団的に存在する農用地の規模を、二〇ヘクタール以上から一〇ヘクタール以上に引き下げることとした。（第五条関係）

四　農地法による不動産登記に関する政令の一部改正関係

都道府県知事が国に代わって登記を行うための措置を廃止することとした。（第一条、第六条及び第七条関係）

五　この政令は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二一年一二月一五日）から施行することとした。ただし、一の2及び三の改正規定は、平成二二年六月一日から施行することとした。（附則第一条関係）

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二八六号）（厚生労働省）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成二一年法律第六五号）の施行期日は、平成二二年六月三〇日とすることとした。

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八七号）（環境省）

1　特定外来生物となる外来生物として、シママングースを追加することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二二年二月一日から施行することとした。